

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第23号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第22条 略 2・3 略 <u>4～9</u> 略	第22条 略 2・3 略 <u>4 地域交流部文化・スポーツ交流局にスポーツ総括監を置くことができる。</u> <u>5～10</u> 略 11 <u>スポーツ総括監は、上司の命を受けて、スポーツの振興に関する事務に関して文化・スポーツ交流局長が特に命ずる事務を掌理する。</u>

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。